

都市コミュニティにおける財産区の意味*

—資源管理主体としてのコミュニティのありよう—

牧 野 厚 史**

1. 本稿の目的

阪神淡路大震災を契機として、ときおり、神戸市の財産区のことが地元の新聞で記事になることがあった。災害ボランティアを行っているNPOが財産区の援助を受けたとか、まちづくり協議会が財産区といざこざをおこしているというような記事である。財産区が登場するのは、震災によって、人々の生活に密着した詳細な事柄が新聞記事の題材になったことによるのだろう。通常、都市の財産区については、人びとの関心の外にあり、人によっては神戸市のような政令指定都市においても、財産区が存在することを知らないかもしれないし、そもそも財産区という言葉を聞いたこともないという人もいるかもしれない。財産区とはかつてのムラ（集落）の入会の財産を管理する組織であるが、神戸市においても¹⁾ 168¹⁾ ものの財産区が存在しているのである。

そもそも、日本の行政上の「市」といわれる地

域の中には、かつての農村地域が入っている場合が少なくない。そしてその農村地域も景観上は住宅地となり、典型的な都市地域となっている。この旧農村であって住宅地へと変貌した地域では、急速な「都市化」を被ることによって、さまざまな桎梏と模索を経験することになった。²⁾

このような地域は旧農村としての「共同性」を温存しつつ、しかし一方で個の自立を促す「都市化」を被るという矛盾を抱えた地域であるために、一部の都市・地域社会学者によって関心を持たれてきた〔倉田 1977, 山本 1991b, 1992〕。それは、そこでどのような新しい都市的コミュニティを確立することができるのか、という関心からである。そして、これらの研究者は、この地域の分析上のポイントが財産区であると判断したのである。

財産区の財産とは山やため池などの地区共有財産を意味し、この財産を管理する地区組織が財産区である。かれらが財産区に注目したのは、じつはこの財産区というものが地域の共同性を保証する物理的存在物だったからである³⁾。都市化のな

*キーワード：財産区、開放化、成員権の操作

**甲子園学院兼任講師

- 1) あまり知られていないことであるが神戸市は兵庫県内でも最も多くの財産区を持つ「市」である。調査時期が少々古いのが残念ではあるが、兵庫県が昭和46年に県下の市町村を対象として実施した「財産区の状況調査」では168の財産区を抱える神戸市を筆頭に、三木市(85)、加古川(75)、明石(45)、西宮(28)という順になっている。神戸市は、一般的には丸山地区や真野地区における住民活動の事例によって新興住宅地や旧市街地における都市コミュニティ政策の先進地域として知られている。しかし都市全体のまちづくりの動向からみると、そのイメージは必ずしも妥当ではない。市域には、財産区の広がりがそのまま、まちづくりの範域として認知されている場合も少なくないからである。たとえば『地域機能研究に関する報告書』〔神戸市企画調整局 1992〕では住工混在地区における「地域の再生・生活環境改善の活動」として旧財産区をベースとする活動がいくつか紹介されている。
- 2) この「市」の中におけるかつての農村地域という言い方は、地域社会学の中ではやや不器用な表現であるようにみえるかもしれない。都市化をとげた農村地域については混住化論がある程度の研究の蓄積を持っているからである。にもかかわらずこのような表現をとったのは、日本の研究で混住化地域と呼ばれている地域は欧米の文献ではruralと呼ばれる地域を意味し、都市部以外の地域というニュアンスが強いからである。
- 3) 法社会学は財産区を法形式とみなし、その実質を入会集団ととらえる。そのような視点からみれば財産区そのものは地区組織ではないということになるだろう。目的によってはこのような方法は有効な場合もあるだろうが、本稿では存在している実態としての地区集団を財産区ととらえる立場をとる。